

令和4年度 第1回小田原市歴史まちづくり協議会 書面会議結果報告兼議事録

1 書面会議の開催方法及び期間

令和4年5月6日（金）	【事務局→委員】書面会議の依頼・書類の発送
令和4年5月6日（金） ～5月16日（月）	【委員→事務局】回答様式の提出
令和4年6月9日（木）	【事務局→委員】書面会議結果報告兼議事録の発送

2 書面会議出席委員

後藤 治、小和田 哲男、菊池 健策、堀池 衡太郎、平井 太郎、林 美禰子、早瀬 幸弘、小池 正幸、菅原 一郎、杉本 錦也、石塚 省二、鈴木 裕一、武井 好博、杉山 忠嘉、飯田 義一

※ 回答様式（「意見なし」の意思表示を含む。）の提出をもって出席とした。

3 事務局（書面会議回答担当課）

まちづくり交通課 ほか

4 案 件

協議事項

- (1) 小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）の令和3年度進行管理・評価シートについて
（資料1）
- (2) 歴史的風致形成建造物（指定候補）の追加について
（資料2）

報告事項

- (1) 小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）に係る効果測定調査結果について
（資料3）

5 協議結果、提出意見と担当課等からの回答

協議事項 (1) 小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）の令和3年度進行管理・評価シートについて	2ページから 5ページのとおり
協議事項 (2) 歴史的風致形成建造物（指定候補）の追加について	5ページから 7ページのとおり
報告事項 (1) 小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）に係る効果測定調査結果について	7ページから 8ページのとおり

※ 提出された回答様式のうち、「意見なし」のものについては、掲載を省略。

協議事項 (1) 小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)の令和3年度進行管理・評価シートについて

小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)の令和3年度進行管理・評価シートについては、協議の結果、全委員から異議はありませんでした。

つきましては、令和3年度進行管理・評価シートを国へ提出いたします。

ア 令和3年度進行管理・評価シートに係る意見一覧

委員名	意見	担当課 回答
後藤 会長	【その他の意見】 定量的評価に記されている数量が、当初の目標を達成しているかどうかの記述があると、将来的に改善等の参考になると思われる。	今後、定量的評価の達成状況について、事業の主旨に応じて記述できるよう努めてまいります。
菊池 副会長	【進捗評価シートの全体に係る意見】 事業の展開にあたってより効果的な周知をはかるために周知の対象を工夫する必要があると思われる。コロナ禍での生活にあわせた計画展開を図る必要があると思われる。	対象に応じた効果的な周知方法を検討してまいります。 引き続き、コロナ対策等を講じ、各事業への影響を最小限に抑えながら、歴史まちづくりを推進してまいります。
	【進捗評価シートの個別事業に係る意見】 評価軸③-1「清閑亭活用事業」で予定されている、食を通じた「小田原ならではの文化」のような事業を展開するためにも食文化の調査等を実施し、物と技の総合的把握をはかることにより幅広い文化の活用が図られるのではないかとと思われる。調査を前提に活用を図る必要がある。	御意見を踏まえ、事業を推進できるよう検討してまいります。
堀池 委員	【進捗評価シートの個別事業に係る意見】 各施設の保存、管理も重要だが、足並みを揃え、回遊性を高める政策が必要。	御意見を踏まえ、事業を推進できるよう検討してまいります。
	【進捗評価シートの個別事業に係る意見】 評価軸③-17「職人育成等推進事業」に関連して、旧松本剛吉別邸の「石のブロック」から「木製」に換えた「塀」は街と調和されていて良い。	左記事業については、(公財)日本住宅・木材技術センターによる「外構部の木質化対策支援事業」の採択を受けた「小田原木塀プロジェクト」として、公民連携により実施いたしました。
平井 委員	【進捗評価シートの全体に係る意見】 以前は提示されていた5-10年単位での事業のスケジュールや全体像のシートをぜひ付け加えていただきたいです。それにより初めて事業の評価も、他との関連など全体として評価ができます。 また、以前も申しあげましたが、公費が投じられていない民間の取組にも目を配	今後、第2期計画における事業スケジュール等をご提示できるよう検討いたします。 歴史的風致に資する民間の取組についても、今後、進捗評価シートに掲載できるよう検討いたします。

委員名	意見	担当課 回答
	<p>り、少しでもそうした取組を進捗評価の俎上にも載せていただきたいです。</p> <p>【進捗評価シートの個別事業に係る意見】 評価軸③-17「職人育成等推進事業」も歴史的風致を高める効果が上がっていることを高く評価したいです。他方で、人材の育成や既存人材の能力向上についても評価をしていただきたいです。 また、清閑亭では、小田原城からのアプローチで整備された歩道の柵が、まったく歴史的風致に配慮されていません。これではモグラたたき状態ですので、市が整備するものに関しては、できるだけ歴史的風致に配慮するかたちにしていただきたいです。 清閑亭に関しては速やかに事業化していただきたいです。 関連して、評価軸③-18「旧保健福祉事務所跡地活用事業」でも、同様に歴史的風致に配慮した整備を計画・実施していただきたいです。</p> <p>【その他の意見】 やはり、オンラインでも会議を開いていただかないと、その場で事実関係の確認もできませんし、他の方からのご意見で触発されるということもないので、ぜひオンラインで会議を開いていただけないでしょうか。</p>	<p>「職人育成等推進事業」については、今後、人材育成等の観点からも評価できるよう検討いたします。 通路整備等について、歴史的風致に資するよう努めてまいります。なお、設置済みの歩道の柵については、塗り替えを予定しています。 清閑亭については、令和5年春に利活用開始を予定しております。 「旧保健福祉事務所跡地活用事業」については、歴史的風致に配慮した整備を検討いたします。</p>
林委員	<p>【進捗評価シートの個別事業に係る意見】 本計画の推進に当たって、市内部の各所管課との連絡調整を綿密に行っておられることに敬意を表します。</p> <p>【進捗評価シートの全体に係る意見】 評価軸③-12「文化財の総合的把握・保存活用事業」について、「小田原の文化財」の20年ぶりの改訂は待ちかねていました。この改訂に合わせ、広報小田原での12回にわたる文化財紹介のコラムが企画されたことも評価に値すると思います。 評価軸③-13「伝統行事・民俗芸能等保存継承事業」に係る「鹿島踊」については、神奈川県民俗芸能記録保存調査報告書第1集かながわの鹿島踊〔吉浜の鹿島踊〕</p>	<p>引き続き、関係各課との連絡調整を密に行い、各事業を進めてまいります。</p> <p>左記事業を含め、各事業を継続的に取り組み、歴史まちづくりを推進してまいります。</p>

委員名	意見	担当課 回答
	<p>が神奈川県教育委員会から令和4年3月に発行された。小田原市、真鶴町、湯河原町の「鹿島踊り」について調査されたもので、企画調整委員会委員には、小田原市文化財保護委員である大谷津早苗昭和女子大学教授が参加されており、鹿島踊り現地調査委員会調査委員には、保坂匠小田原市郷土文化館民俗担当学芸員が参加されている。</p> <p>前回の書面会議にて意見されていた、一定期間中断していたものの中断前の調査もなされ、記録されていることを報告させていただく。</p>	
小池委員	<p>【進捗評価シートの全体に係る意見】 コロナ禍で影響を受けた事業も見受けられるが、市内各所に残る歴史的建造物の資源を活かし、公共施設等の修景事業も進めながら、市民団体等とも連携を図り、まちづくりを推進してきたと考える。これからも着実に歴史まちづくりを進めて頂きたい。</p> <p>また、今後とも国土交通省の街なみ環境整備事業等の社会資本整備総合交付金を活用して、歴史まちづくりを進めて頂きたい。</p> <p>【進捗評価シートの個別事業に係る意見】 評価軸③-1「清閑亭保存整備活用事業」について、清閑亭及びその管理者である小田原まちづくり応援団においては、当県も正会員として参加・運営を行っている湘南邸園文化祭に毎年複数のイベントで参加して、同文化祭の活性化の一役を担って頂いていた。</p> <p>JS フードシステムにおいても湘南邸園文化祭に積極的な参加をお願いしたい。</p>	<p>各事業において、国の支援措置等を活用し、歴史まちづくりを推進してまいります。</p> <p>御意見を踏まえ、湘南邸園文化祭への参加について検討してまいります。</p>
石塚委員	<p>【進捗評価シートの個別事業に係る意見】 評価軸③-11「重点区域における街なみ環境の向上」について、かまぼこ通り周辺地区の景観計画重点区域の指定に係る地域住民との調整等において着実な進捗がみられる。引き続き指定に向けた手続きを進め、地域特性を生かした地区の街なみの保全、良好な景観への誘導に努めること。</p>	引き続き、景観計画重点区域の指定に向け、取組を進めてまいります。

委員名	意見	担当課 回答
鈴木委員	【進捗評価シートの全体に係る意見】 計画どおり進捗していることからこのまま進めていただきたい。	引き続き、歴史まちづくりを推進してまいります。
武井委員	【その他の意見】 コロナ禍においても実施方法を工夫し、取組が順調に進められたと思います。	引き続きコロナ対策等を講じ、各事業への影響を最小限に抑えながら、歴史まちづくりを推進してまいります。
杉山委員	【進捗評価シートの個別事業に係る意見】 評価軸③-11「重点区域における街なみ環境の向上」について、歴史文化やなりわいの感じられる街なみ景観が形成されるよう、地元協議会をはじめとする関係者との調整を密に行い、着実に整備を進めること。	引き続き、関係者の皆様と密に調整を行い、着実に整備を進めてまいります。

協議事項 (2) 歴史的風致形成建造物（指定候補）の追加について

歴史的風致形成建造物（指定候補）の追加について、協議の結果、全委員から異議はありませんでした。

つきましては、歴史的風致形成建造物（指定候補）の追加に係る手続きを進めます。

ア 歴史的風致形成建造物（指定候補）の追加に係る意見一覧

委員名	意見	担当課 回答
後藤会長	【今後の指定に向けた意見】 今後も候補物件の指定を順次進めていただきたい。まちづくりの要点となる箇所では、引き続き調査を行い、候補や指定を増やすことを心がけていただきたい。	引き続き歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史的風致形成建造物の調査及び指定を進めてまいります。
菊池副会長	【今後の指定に向けた意見】 計画に悪い影響を及ぼすことがないと思われるものは、積極的に保護をはかるべき。	
平井委員	【今後の指定に向けた意見】 歴史的風致形成建造物をどのようなペースで指定していくのかという全体像を共有していただきたいです。 関連して、歴史的風致形成建造物に指定することで、所有者が得られるであろうメリットと被るであろうデメリットをあらためて整理して、提示していただけないでしょうか。 以前にも説明があったかも知れませんが、建築基準法の適用除外の余地や効果なども改めて説明していただきたいです。	歴史的風致形成建造物の指定については、建造物の所有者等との調整によることから、目標等の設定は難しい状況です。 歴史的風致形成建造物に指定された場合、所有者は、相続税の一部控除や修理・復原等に係る補助を受けることができます。また、建造物の管理義務が生じ、増築等をしようとする場合は、市長に届出が必要になります。（詳細は、別紙「歴史的風致形成建造物について(概要)」を御参照ください。）

委員名	意見	担当課 回答
		<p>建築基準法の適用除外については、「小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例(令和3年4月1日施行)」に基づき、歴史的風致形成建造物についても条例の対象となっております。その効果としては、歴史的な価値を有する建築物について、その価値を生かしながら保存・活用し、その安全性の維持及び向上を図るとともに、地域の資産として良好な状態で将来の世代に継承することに寄与するものです。</p>
林委員	<p>【今後の指定に向けた意見】 旧豊島家住宅、柳屋ベーカリー共に、指定候補に追加するに値すると思えます。</p>	<p>引き続き歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史的風致形成建造物の調査及び指定を進めてまいります。</p>
菅原委員	<p>【その他の意見】 【資料2】「旧豊島家住宅」の「特徴等」において、「旧豊島家住宅主屋」等の名称で国の登録有形文化財に登録されている」との記載がありますが、本建造物に係る指定は2件のため、次のように並列で記載すると分かりやすいかと存じます。 (記載案) 「旧豊島家住宅主屋」及び「旧豊島家住宅門及び塀」の名称で国の登録有形文化財に登録されている。</p>	<p>御指摘のとおり修正いたします。</p>
小池委員	<p>【今後の指定に向けた意見】 歴史的風致形成建造物については、その地域固有の重要な風致形成を担ってきた建造物と考えられることから、歴史的風致の保全に資する建造物については今後も引き続き指定していくべきと考える。</p>	<p>引き続き歴史的風致の維持及び向上を図るため、歴史的風致形成建造物の調査及び指定を進めてまいります。</p>
石塚委員	<p>指定候補とする建造物については、歴史的風致形成建造物として指定できるよう所有者や管理者と調整を進め、歴史的、文化的価値を損なわず適切に保全されるよう取り組むこと。</p>	
鈴木委員	<p>今回の2つの建造物は、本市の歴史的・文化的資源であり、歴史的風致形成に重要な貢献をしているため、将来に渡って着実に保全・活用が図られるよう進めていただきたい。</p>	

委員名	意見	担当課 回答
杉山 委員	【今後の指定に向けた意見】 指定候補となっている歴史的風致形成建造物を追加し、歴史的風致の維持及び向上により一層努めていただきたい。	

報告事項 (1) 小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)に係る効果測定調査結果について

小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)に係る効果測定調査結果については、御意見を踏まえ、事業展開等を検討し進めてまいります。

ア 小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)に係る効果測定調査結果に係る意見一覧

委員名	意見	担当課 回答
後藤 会長	【その他の意見】 本調査の成果を、今後の歴史的風致形成建造物の指定や歴まち計画の見直しにつなげて行っていただきたい。	御意見を踏まえ、調査結果を活用した歴史的風致形成建造物の指定や歴まち計画の見直しを検討してまいります。
菊池 副会長	【効果測定調査結果に係る意見】 イベント開催時も平常時も歩行者数が少ない地区の来場者を増加させるための工夫が必要。地域情報の積極的な周知を図る工夫が必要なのではないでしょうか。 散歩、散策目的の歩行者だけでなく観光目的の歩行者増加も図るべきであると思います。そのためにはより細かく精緻な情報提供も必要だと思えます。	御意見を踏まえ、調査結果を活用し、効果的に事業等を推進できるよう検討してまいります。 また、関係団体の皆様におかれましては、より詳細な情報共有に努めます。
平井 委員	【効果測定調査結果に係る意見】 この調査結果からこういった政策的な含意を引き出すのでしょうか。	調査結果をもとに重点区域や各地区、各施設の現況や特性等を整理し、それらを踏まえ、回遊環境の改善や各施設の整備及びイベント利用の促進、効果的な情報発信等に取り組み、更なる事業効果が得られるよう進めてまいります。
林 委員	【効果測定調査結果に係る意見】 調査結果はいずれも興味深いものです。どう活かすかが課題です。	
小池 委員	【効果測定調査結果に係る意見】 今回の調査結果を元に、より多くの会場やイベントに足を運んでいただけるよう、今後の事業に活かして欲しい。	御意見を踏まえ、調査結果を活用し、効果的に事業等を推進できるよう検討してまいります。
石塚 委員	【効果測定調査結果に係る意見】 調査結果について、歴史まちづくりに資する関係団体等に情報共有し、調査結果を活用した公民連携による歴史まちづくりの展開に努めること。	御意見を踏まえ、調査結果を活用した公民連携による歴史まちづくりを推進してまいります。

委員名	意見	担当課 回答
鈴木 委員	<p>【効果測定調査結果に係る意見】 流動調査では板橋地区の通行量が少ないと思われる。</p> <p>アンケート調査では、来訪の目的としてイベント時、平常時とも散歩・散策の割合が最も多いことから、公開状況やイベント案内などを今後も効果的に発信し、歴史的風致形成建造物の来館者の増加につなげ、点から線へ回遊性向上の取組みの参考となるデータとして活用していただきたい。</p>	御意見を踏まえ、調査結果を活用し、効果的に事業等を推進できるよう検討してまいります。
武井 委員	<p>【効果測定調査結果に係る意見】 日常の中で駅周辺や早川エリアの流動客が多いと感じているが、デジタルデータを活用した分析により、その事が実態として確認できた。</p> <p>【その他の意見】 アンケートにより、小田原は歴史のまちであり、歴史的建造物を活用していくことが重要であると改めて感じた。</p>	
杉山 委員	<p>【効果測定調査結果に係る意見】 調査結果を分析し、今後の事業展開に活かしていただきたい。</p>	

歴史的風致形成建造物について（概要）

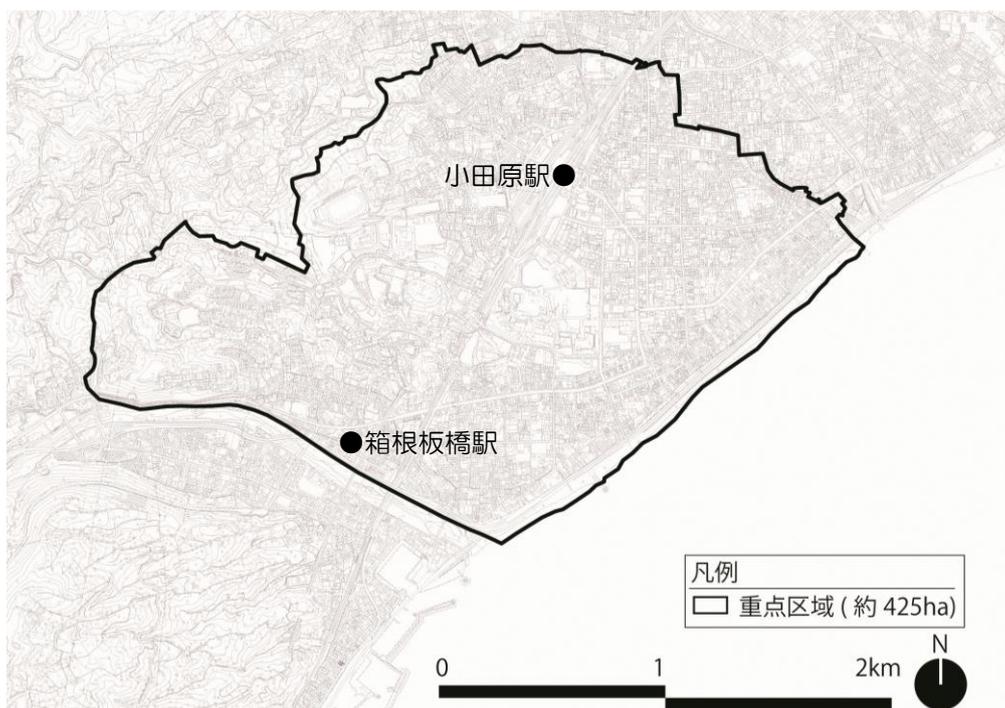
□ 歴史的風致形成建造物の指定とは

- ・ 歴史的風致形成建造物は、平成 20 年（2008 年）に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき国に認定された小田原市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）（以下「歴史まちづくり計画」という。）において設定した重点区域内の歴史的な建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要があると認められるものについて、小田原市長が指定を行います。
- ・ 指定の期間は、歴史まちづくり計画の計画期間内（令和 12 年度（2030 年）まで）に限ります。
- ・ 指定は、歴史まちづくり計画における「指定基準」等に即して行います。

■ 指定基準

本計画の重点区域内に立地する築 50 年以上の建造物であり、次のいずれかに該当するもの

- ①歴史的風致を形成する活動の拠点となるもの
 - ②歴史的風致を形成する市街地環境の維持向上に寄与すると認められるもの
 - ③その他歴史的風致の維持向上に寄与すると認められるもの
- ・ 重点区域内の建造物の所有者は、歴史的風致形成建造物に該当するとき、市に対し指定することを提案することができます。（歴史まちづくり法第 13 条）
 - ・ 指定するためには、あらかじめ、当該建造物の所有者（所有者が 2 人以上いる場合は、その全員）の同意が必要となります。（歴史まちづくり法第 12 条）
 - ・ 指定した場合は、当該建造物の所有者（所有者が 2 人以上いる場合は、その全員）にその旨の通知をします。あわせて、これを表示する標識をお渡ししますので、設置していただきます。（歴史まちづくり法第 14 条）



重点区域図（小田原旧城下町・板橋区域）

□ 歴史的風致形成建造物の指定に伴う支援

1 税制面による支援

相続税算定において土地・建物の評価額の30%控除が可能となります。

2 歴史的風致形成建造物の修理・復原等に係る支援

歴史的風致形成建造物（指定候補含む）の修理・復原等に係る補助金制度があります。

<補助金制度>

歴史的風致形成建造物を保存・活用するために必要な修理や復原等に係る整備費に対して、補助率2/3、かつ300万円を上限に補助を受けることができます。

<交付要件>

補助対象者は、歴史的風致形成建造物の所有者又は管理者になります。

なお、所有者は、歴史的風致形成建造物の一般公開に関する協定（期間は10年間）を締結するとともに、保全する義務が生じます。

□ 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等

1 所有者等の管理義務

- ・ 指定を受けた建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障を来さないよう、適切に管理する義務が生じます。（歴史まちづくり法第16条）

2 増築等の届出等

- ・ 建造物の増築、改築、移転又は除却をしようとする場合は、着手する日の30日前までに、市長に届出が必要になります。市長は、建造物の保全に支障を来すものであると認めた場合には、設計の変更等の措置を講ずべきことを勧告することができます。（歴史まちづくり法第15条）
- ・ 指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物もしくは重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、又は滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した等の場合は、指定を解除します。（歴史まちづくり法第17条）
- ・ 建造物の所有者を変更した時には、新しい所有者は、市長に届出が必要です。（歴史まちづくり法第18条）

（連絡先）

〒 250-8555 小田原市荻窪 300 番地
小田原市都市部まちづくり交通課 まちづくり係
電話 0465-33-1754 FAX 0465-33-1579

□ 歴史的風致形成建造物の指定までの流れ

